

事務連絡  
令和3年9月9日

保護者各位

うるま市立学校給食センター  
所長 大嶺 公律

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の拡大による学校給食費の還付等について

みだしのことにつきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大により児童生徒への学校生活の影響を鑑みて学校給食費の還付等について下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

令和3年度二学期以降における給食費の還付等について、新型コロナウイルス感染症により児童生徒の感染、濃厚接触による欠食（自宅待機）期間又は、コロナによる学校、学年又は学級閉鎖になった場合は、閉鎖により欠食（自宅待機）する児童生徒を対象に、閉鎖された期間を還付等の対象とする。

上記以外の理由で欠食（欠席又は自粛）する場合は会計規程に順守した対応となりますので、欠食（欠席又は自宅待機）する期間を学校へ連絡お願いします。

**【欠食（欠席又は自宅待機）期間内に登校する場合は給食の提供を停止している為、給食の提供が出来ませんのでご理解をお願いします。】**

コロナの感染者、濃厚接触者以外の欠食（欠席又は自粛）については、会計規程により学校から欠食（欠席又は自粛）の報告を受け、給食センターで受理した翌日（給食停止）から休業日を除く連続して5日を超える（6日以上）場合に日割算定となりますのでご理解をお願いいたします。

※詳細については給食センターへ問い合わせください。

うるま市立学校給食センター  
第一調理場 給食係：島袋、山田、兼島、森根  
うるま市字田場709番地1  
TEL：973-1111 FAX:973-1148

